

博士学位請求論文審査報告

申請者：和田一哉

論文題目：「途上国開発における自由の役割」

1. 論文の主題と構成

開発途上国における貧困問題とその削減が世界的な焦眉の課題となっている中、この学位請求論文は、インドとケニアという2国を取り上げて、開発における「自由」、とりわけ女性の交渉力や自律性の役割について、実証的な検討を行なっている。セミマクロデータ、マイクロデータの両方を用いて、子どもの死亡率、就学率、医療受診状況などを被説明変数とし、その水準や男女間の格差の決定要因を定量的に探った論文である。

論文の構成は以下の通りである。

序章 開発における「自由」の役割

第1章 乳幼児死亡率で見たジェンダーバイアスと女性の教育、労働参加
—インド・人口センサスデータの実証分析—

第2章 途上国における夫婦の交渉力と子どもの就学
—ケニア農村のマイクロデータによる実証分析—

第3章 女性の自律性は子どもの厚生を改善しうるか?
—インドのマイクロデータを用いた計量分析—

終章 成果と課題

2. 各章の概要と評価

続いて、本論文を構成する主要章（序章および1-3章）の内容を紹介し、評価する。

序章は、まず開発経済学史を概観したうえで、本論文に基づくアマルティア・センのケイパビリティ（capability）論について検討する。センの考えによれば、開発とは、人々が、そのケイパビリティ、すなわち本質的に重要なさまざまな自由を増大させるプロセスである。ケイパビリティを構成する本質的自由の中には、その他の自由に好ましい影響をもたらす、あるいは互いに影響し相乗効果を有するという意味で、手段としての働きを持つ自由（「手段的自由」）が存在し、持続的な開発政策を可能にするには、これらの「手段的自由」の相互連関性に注目することが不可欠であると、センは考える。この「手段的自由」は、人の「エージェント」としての役割と深く関係する。「エージェント」とは、行動し、変化をもたらし、自らの価値観と目的にしたがってその行動を判断できるような人物を意味する。

本論文が実証分析の対象とするインドやケニアの状況に、このセンのエージェンシー論を適用すると、女性が男性に比して社会的に低い地位に立つことを余儀なくされているこ

とが特に問題となると、序章は議論を展開する。開発において人々の「エージェンシーとしての自由」がいかなる役割を果たしうるのか、換言すれば、自由が一体となって拡大していくことに対し、どのように貢献し得るかを、女性の「エージェンシーとしての自由」に焦点を当てて検討することが本論文の最終的な目標であると、序章で述べられる。この観点から、第1章から第3章の実証作業の見取り図が提示されている。

この章は、極度に抽象的な概念である「エージェンシーとしての自由」について、それに基づく実証分析の可能性を提示している点で、魅力的な論点を含むものと評価できる。途上国の文脈において、「エージェンシーとしての自由」の開発における重要性を定量的に示した実証研究は、非常に数が限られているためである。

第1章は、インドの乳幼児死亡率にみられる著しい男女格差の要因について、人口センサスの県レベルデータを用いて分析したもので、以下に続く2つの章への導入となるものである。合計特殊出生率、乳幼児死亡率、乳幼児死亡率でのジェンダーバイアスという3つの被説明変数間の相互作用を許容した構造モデルを、3段階最小二乗法によって推定する作業がメインである。教育指標、経済指標、医療保健環境を表す指標、衛生環境を表す指標、近代化を表す指標、社会・文化指標などが説明変数に加えられている。

推定結果は、第1に、乳幼児死亡率が合計特殊出生率に対し正の効果を持つこと、第2に、女性の教育に関しては、女性識字率が合計特殊出生率に対する負の効果、また女性識字者の中卒以上割合が乳幼児死亡率に対する負の効果を持つこと、第3に、女性の労働参加率と職種の分布特性を表すハーフィンダール指数が、合計特殊出生率と乳幼児死亡率に見られるジェンダーバイアスに対し負の効果を有していることなどを示すものであった。すなわち、成人女性の教育水準や労働参加が、直接・間接様々な経路を通じて男女間の格差に影響を与えることが示された。

これらのファインディング自体、既存研究（より古いデータや誘導モデルによる2段階最小二乗法での推定例など）の拡張として興味深い。また、背後にあるメカニズムとして、母親の教育や労働が母親の「エージェンシーとしての自由」を表わしているという解釈を加えている点に、第1章のオリジナリティが見られる。ただし、教育や労働参加は、所得や知識、技能の向上を通じた影響も強く有していることから、「エージェンシーとしての自由」の効果を十分に識別できていない問題が残されている。

第2章は、「エージェンシーとしての自由」の重要な要素である女性の家計内での交渉力に焦点を当てて、それが子どもの就学に影響を及ぼすかどうかを実証分析している。使われているのは、ケニアの農村部を対象とした家計データで、交渉力の代理変数は夫・妻それぞれの財産権の強弱（土地保有面積）である。子どもの初等教育でのリピート回数、リピートダミーが被説明変数である。交渉力の代理変数がその他の説明変数の影響を拾わないよう、子どもの生年ダミー、両親各々の教育年数と年齢、家計構成員数、家計の資産状況、家計の流動性へのアクセス、地域の社会・経済環境、地域ダミー等が、説明変数に加えられている。

推定結果は、妻が所有する土地面積が有意に初等教育でのリピートを減らす一方、夫の所有面積は有意な効果を持たなかった。すなわち、夫婦それぞれの土地保有面積は子ども

の就学状況に対し異なる効果を示すことから、单一家計モデル(unitary household models)の想定が不適切である可能性が大きいことが明らかとなつた。このことは、女性の交渉力を改善させること(エンパワーメント)による子どもの厚生向上効果を示唆するものである。

以上の実証結果は、女性の財産権、特に土地所有権の改善が政治課題のひとつとなっているケニアの状況に関して、女性の財産権は正が家計厚生の改善につながる可能性を示すものとして、重要な政策インプリケーションを持っていると評価できる。ただし、実証分析において、交渉力の代理変数は所有土地の単純な面積であつてその質に関するコントロールが不十分であること、財産権という観察可能な変数と実際の交渉力の間の関係がブラックボックスに入っていることなどの問題も残された。

第3章は、第2章の問題を改善したミクロ計量分析として、女性の「エージェンシーとしての自由」の基礎として不可欠な要素である「女性の自律性」(女性が家計内において、自らに関連する事柄に対し自らの意思を反映させることができると評価できる程度)に注目した実証分析を試みている。インドの女性に関するマイクロデータを用いて、「その女性が過去に産んだ子どものうち、5歳未満で死んだ子どもがいたか否か」という子どもの死亡可能性を示す変数と、「調査時点での5歳未満児を持つ女性のうち、過去1年間に子どもに何らかの医療を受けさせたか否か」という子どもの医療受診状況を表す変数を被説明変数とした計量分析である。説明変数としては、女性の自律性に関する変数と、家計の属性、村の経済環境や社会・福祉環境等の属性に関する変数、地域ダミーなどが用いられている。「女性の自律性」の変数は、個人や家計、社会の属性の影響をも受けている可能性があるため、これを内生とした同時方程式モデルによって実証分析が行われている。

推定結果は、子どもの医療受診状況には「女性の自律性」が有意にプラスの効果を持つ半面、子どもの死亡可能性には有意な影響が示されないという関係を、頑健に示すものであった。このファインディングを、著者は、子どもの生死に関わるような極限の貧困状況においては「女性の自律性」というより、教育促進による医療・保健の知識や経済状況の改善等が直接貢献しうるが、そのような極限の貧困状況を脱した段階における子どもの日常的な医療・保健状況の改善に対しては「女性の自律性」が大きく貢献するという解釈を与えている。

この章の分析結果は、子どもの死亡可能性と医療受診状況のそれぞれに対する女性の自律性の与えるインパクトが異なるという、これまでに知られていない関係を明らかにした点が高く評価される。加えて、この関係を、女性の「エージェンシーとしての自由」と直接に関連づけて解釈している点も興味深い。とはいえ、女性の自律性の効果を識別するための操作変数の適切性についての説得力が十分でないこと、自律性の向上が家計内資源配分に与えるインパクトの経路についての考察が不足しているなどの課題を指摘することも可能かもしれない。

3. 全体的な評価

以上において和田氏の博士論文の概要とその評価について述べたが、各章には独自の貢献と、新たな発見が含まれている。博士論文全体を通じた問題意識、すなわち、「エージ

エンシーとしての自由」が開発において有する意義に関して、途上国における子どもの厚生を被説明変数、女性の抑圧を説明変数のひとつに加えた計量分析によって検討するというスタンスは一貫している。すなわち本論文の最大の付加価値は、「エージェンシーとしての自由」という実証分析にて扱うことが難しい抽象的概念を、家計内資源配分と子どもの厚生に関する定量的分析の中に位置づける点にあると評価できる。加えて、個々の実証分析においては、推定方法やデータの処理等に関して、丁寧な頑健性のチェックがなされており、開発のミクロ計量経済学における現在のスタンダードに合ったものになっている。

もちろん、本論文にまったく問題が見られないわけではない。個別の章に関して残された課題についてはすでにまとめたので繰り返さない。博士論文全体を見た場合に、3つのタイプの実証研究を、同一の地域の比較可能なデータを用いて実施し、かつそのような分析を複数の地域において行うことができれば、総合的な分析という観点から、より説得力が増したことであろう。本論文で扱った「エージェンシーとしての自由」の効果は、「自由の相互連関性」という観点からはごく限定的な検討に限られている。政治的自由をはじめとするその他の「手段的自由」の相互作用や相乗効果的な影響を、実証分析において取り入れることが、本論文の序章で述べられた問題意識にそった拡張となろう。

しかし、これらはいずれも今後の課題として扱ってよいものと考える。すなわち本論文は、全体として、博士学位論文として認められるに足る水準を備えていると評価できる。以上から、我々審査員一同は和田一哉氏が一橋大学博士（経済学）の学位を授与されるべき十分な資格を有していると判断する。

2009年8月28日

審査員 黒崎 卓（主査）

斎藤 修

桜井 武司

谷口 晋吉

寺西 俊一

(50音順)